

告 示

埼玉県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一	退任		
職名	氏 名	住 所	
理事	松 本 八 郎	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千五百七十八番地	